写

8環活第479号
令和8年10月23日

尾三衛生組合
管理者　石橋　直季　様

愛　知　県　知　事

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見について（通知）

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話　052-954-6211（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

別　添　1

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

また、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先すること。

１　全般的事項

（１）事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。

（２）新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容を分かりやすく示すこと。

なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。

（３）調査手法、予測手法及び評価手法並びにその設定理由について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

（４）環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

２　大気質、騒音、振動

対象事業実施区域の近隣に住居が存在することから、大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、ばい煙の排出による大気質への影響並びに建設機械の稼働等及び資材等運搬車両・廃棄物運搬車両等の走行による大気質、騒音及び振動への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、車両の運行計画の策定に当たっては、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化・分散化、低公害型の車両の積極的な使用などにより生活環境に配慮すること。

３　水質

工事の実施に伴う水質への影響について、定量的手法により予測を行うこと。

４　動物、植物、生態系

（１）動物又は植物の現地調査について、調査区域内の環境に応じて適切に実施すること。

（２）対象事業実施区域及びその周辺において、夜行性の鳥類が生息している可能性があることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（３）対象事業実施区域及びその周辺において、オオタカが営巣している可能性があることから、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、オオタカの繁殖に影響を与える可能性が高い時期に現地調査を行う場合には、できる限り影響が小さい手法により調査を行うこと。

５　景観

計画施設及び煙突の存在による景観への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。

６　その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

別添２

写

豊環保発第１１９８号
令和８年９月２日

愛知県知事　大村　秀章　様

豊田市長　太田　稔彦

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

令和８年８月２６日付け８環活第３５２号の照会については、下記のとおりです。

記

環境の保全の見地からの意見はありませんが、準備書の作成に当たっては、わかりやすい図書となるよう努めてください。

【担当】環境部　環境保全課
企業指導担当
TEL　0565-34-6628
FAX　0565-34-6684

愛知県
-8.9.-8

写

8日環第742号
令和8年9月3日

愛知県知事　大村　秀章　様

日進市長　近藤　裕貴

愛知県環境影響評価条例第10条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和8年8月26日付け8環活第352号により照会がありました、尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について、下記のとおり回答いたします。

記

1　意見内容
　特になし

担　　当　市民生活部　環境課　今井
電　　話　0561－73－2883（直通）
ファクス　0561－72－4603
電子メール　kankyo@city.nisshin.lg.jp

愛知県
-8.9.-3
環活第

写

８み生環第７２９号
令和８（2026）年　８月３１日

愛知県知事　様

みよし市長　小　山　　祐
（　公　印　省　略　）

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

令和８（2026）年８月２６日付け８環活第３５２号の照会につきまして、下記のとおり回答します。

記

1　全般事項

(1) 本事業の施設配置

本事業の方法書において、施設配置の見直しが行われ、東側住宅地からの圧迫感を軽減する計画が示された。準備書以降の手続きにおいて、引き続き大気質、景観などの環境要素に対し特段の配慮をしたうえで詳細な施設計画を作成されたい。また、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(2) 地域住民等への配慮

事業実施区域の周辺住民に対して、適切な機会をとらえて丁寧な説明を行うとともに、わかりやすい説明資料の公開を通じ、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用交通に伴う騒音・大気・安全へのリスクを最小化するため、安全対策、動線計画、施工方法や時間帯の配慮等を求める。

2　個別事項

(1) 大気質

準備書以降の手続きにおいて、現地調査で得られた実測データ及び計画施設の計画諸元に基づいた精度の高い予測や評価を行うとともに、本市側の住宅地等への影響について特段の配慮をされたい。

(2) 景観

準備書以降の手続きにおいて、本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮し、煙突の形状・色彩・照明等の計画について適切な調査・予測・評価を行うよう配慮されたい。

担　当　市民経済部生活環境課
電　話　０５６１－３２－８０１８（直通）
電子ﾒｰﾙ　kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

愛知県
-8.8.31
環活第　号

写

東環発第８０号
令和８年８月２７日

愛知県知事 大村 秀章 殿

東郷町長 石橋 直季

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

令和８年８月26日付け８環活第352号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担　当　まち整備部環境課
電　話　0561-56-0729

愛知県
-8.8.27
環活第　号